



## マイナンバー制度が始まります

▶問い合わせ 全国共通ナビダイヤル ☎0570-20-0178(有料)  
田園都市推進課(制度全般) ☎73-3011  
市民課(通知カード・個人番号カード) ☎73-3005  
総務課(個人情報保護) ☎73-3000



**一人に一つ 一生使う12桁の「マイナンバー」**  
マイナンバーは、住民票のある全ての人が一つずつ持つ新しい番号です。この制度は、行政を効率化し、住民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入するものです。税や年金、福祉などの暮らしに身近な分野で「同じ人の情報」であることを確認するために活用されます。

10月から、12桁のマイナンバーを記載した紙製の「通知カード」を、市内に住民票がある皆さん一人ひとりに配布します。住民票の住所と異なる所に居住している人は、住所異動の手続きをお願いします。なお、DV被害や長期入院など住民票の住所地で通知カードを受け取れない人は、9月25日(金)までに住民票がある市区町村で居所情報登録申請をしてください。

**◆通知カードは 世帯ごとに簡易書留で◆**  
通知カードは、簡易書留で世帯ごとに配達されます。手元に届いたら、内容を確認してください。不在などで通知カードを受け取れなかった場合は、郵便局に再配達の手配をお願いします。通知カードは、平成28年1月から税や年金、福祉などの手続きで使用しますので、大切に保管してください。

**◆個人番号カードは無料交付◆**  
通知カードと一緒に、平成28年1月から交付が始まる「個人番号カード」の申請書が同封されています。個人番号カードは、顔写真付きのプラスチック製ICカードです。公的身分証明書として利用できるほか、ICチップに格納される電子証明書を活用することにより、e-taxをはじめ、各種電子申請を行うことができるようになります。

個人番号カードは、同封している交付申請書による郵送のほか、申請書のQRコードを利用したスマートフォンによるオンライン申請も可能です。申請時には顔写真が別途必要ですが、初回は無料で個人番号カードを取得できますので、ぜひ申請しましょう。

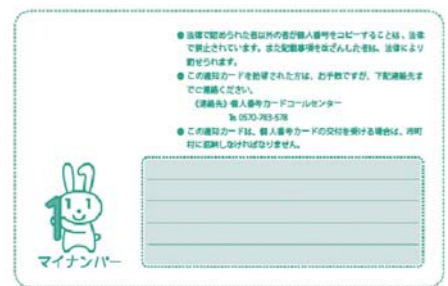
なお、申請者が15歳未満の場合は、保護者が申請してください。

**◆不審な電話に ご注意ください◆**  
マイナンバー制度をかたった不審な電話などにご注意ください。マイナンバーについて、不審な電話などがあつた場合は、警察署または市役所までご連絡ください。

通知カード(表)



通知カード(裏)



**◆事業者の対応◆**  
事業者は、従業員の源泉徴収票の作成、社会保険料の手続きなどでマイナンバーを取り扱います。従業員のマイナンバーを収集することから、マイナンバーの情報漏えいのために、社内ルール作り、給与システム改修、特定個人情報の管理などの準備を進める必要があります。

また、株式会社などの設立登記法人に対して、国税庁長官から13桁の法人番号が付番されますが、法人の支店や個人事業者には法人番号は付番されません。

マイナンバー制度の概要については、広報みとよ9月号と一緒に配布している別冊の「よくわかるマイナンバー制度」をご覧ください。

## お知らせ

### 獣害対策用の電気柵は正しく使いましょう

▶問い合わせ 農業振興課 ☎73-3040

電気柵は、田畑などで高圧の電流を流し、鳥獣被害を防止するために設置するものです。インターネットなどでも容易に入手することができますが、適切な方法で設置しないと、人に重大な危害を及ぼす恐れがあります。

電気柵を設置する場合は、電気事業法の規定に基づく適切な感電防止策をとってください。また、電気柵を見かけたら、近付かないようにしましょう。

**【電気柵を設置する際の注意】**  
電気柵を設置するにあたり、次の対策を行ってください。

- ・危険である旨の表示をすること
- ・出力電流が制限される電気柵用の電源装置を用いること



▲表示例

## お知らせ

### 財務大臣感謝状

▶問い合わせ 人権課 ☎73-3008

**ありがとうございます**  
7月22日、人権擁護委員を退任された和田光博さん(山本町)と大野邦子さん(山本町)に高松法務局観音寺支局長から法務大臣感謝状が贈呈されました。

## お知らせ

### 平成27年国勢調査にご協力ください

▶問い合わせ 企画財政課 ☎73-3010

国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象に実施する統計調査です。今回の調査は、人口減少社会にある日本の未来を描く上で、欠くことのできないデータを得るために実施するものです。

**調査対象**  
平成27年10月1日現在、三豊市内に住んでいる全ての人(外国人を含む)

**主な調査項目**  
・世帯員に関する事項(男女の別、出生の年月、就業状態など13項目)  
・世帯に関する事項(世帯員の数、住宅の種類など4項目)

**調査の流れ**  
9月10日(木)以降に国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。

**提出方法**  
平成27年国勢調査では、できるだけ回答しやすくするため、新しい回答方式も導入しました。

**インターネット回答方式**  
パソコンやスマートフォンからインターネットによる回答

**調査票回答方式**  
紙の調査票による回答(調査員への提出または郵送での提出も可)

**国勢調査 Q & A**

**Q1** 市内に住んでいる全ての人が対象なの？  
**A1** 年齢、国籍に関係なく、市内に住んでいる全ての人が対象です。外国人も日本に3カ月以上住んでいれば対象になります。また、住民票などの住所に関係なく、実際に住んでいる場所で調査をするので、施設に入所している人、一人暮らしの学生もご提出をお願いします。

**Q2** どうしても答えなくちゃいけないの？  
**A2** 「統計法」という法律に基づいて行われます。全ての人に回答の義務があります。

**Q3** 何のためにやるの？  
**A3** 国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするためにを行います。調査結果は、国や地方公共団体のさまざまな施策の基礎資料になります。それ以外にも、学術、教育、民間などで幅広く利用されています。

**Q4** 調査員に個人情報を知られたくないの？  
**A4** インターネット回答、郵送提出または封入提出した場合は、調査員が調査票の記入内容を見ることはありません。また、調査員には、「統計法」により厳しい守秘義務が課せられています。